

## 報告第10号

### 専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月1日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

## 専決第14号

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

### 処分理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正により特定教育・保育施設及び特定地域保育事業者が行う施設型給付費等の受給資格の確認に関する部分が見直され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、これを引用する本条例について所要の改正を行うため専決処分するものである。

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。